

熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金交付要綱（案）
(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する者で、新幹線を利用して通勤する新卒者等に対し、予算の範囲内において、熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、若者の人口流出を抑制し、本市の定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録がなされ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年4月1日以後に新規に就労を開始し、就労を開始した年度以降に通勤用新幹線定期乗車券（以下「定期券」という。）の利用を開始した者のうち、就労を開始した日から起算し、過去3年以内に学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校もしくは専修学校（高等課程又は専門課程に限る。）または職業能力開発大学校その他これらに類する学校を卒業または修了した者（以下「新規就職者」という。）

(2) 補助金の交付を受けようとする期間（以下「補助期間」

という。) 内の 1 回目の申請の日（以下「新規申請」という。）において、年齢が 30 歳未満であること。

- (3) 本市に継続して 7 年以上居住する意思を有すると認められること。
- (4) 新幹線定期券を購入し、上越・北陸新幹線熊谷駅を利用して通勤している、又は通勤する予定であること。
- (5) 申請者及びその世帯員に本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- (6) 申請者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の対象となる新幹線定期券等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる新幹線定期券は、前条に規定する対象者に該当するに至った日以後にその通用期間が始まるものとする。

2 補助期間は、新規申請にかかる新幹線定期券の通用期間の初日から申請者が 30 歳の誕生日を迎える前日までとし、最大 7 年間とする。ただし、申請日の属する年度より前に通用期間が開始している場合は、申請日の属する年度の 4 月 1 日を補助期間の初日とする。

3 申請者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する産前産後休暇（以下「産休」という。）を取得した場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 項で定める育児休業（以下「育休」という。）をした場合は、前項の規定により決定された補助期間に当該産休又は育休に係る期間を加算することができる。ただし、この場合に

においても、補助期間の終期は、申請者が30歳の誕生日を迎える前日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度内に申請できる期間（以下「申請期間」という。）に利用した新幹線定期券1月当たりの額から、本市以外の者から支給される通勤手当（当該新幹線定期券にかかるものに限る。）その他これに準ずるものとの1月当たりの額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。（以下「単位補助額」という。）ただし、1月に満たない期間がある場合には、単位補助額を30で除した数に1月に満たない期間の日数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

2 補助金の合計額は一の年度内に24万円を超えないものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 学校等を卒業または修了したことを証する書類（新規就職者の初回の申請に限る。）
- (2) 就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第2号）
- (3) 申請年度分の新幹線定期券の写し又は購入した新幹線定期券の区間、有効期間、金額、経由等がわかる書類
- (4) 産前産後休暇及び育児休業証明書（様式第9号）（第3条第3項に該当する申請に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、購入した新幹線定期券の通用期間（当該通用期間を超えて新幹線定期券を利用する場合にあっては、その利用する予定の期間を含めることができるものとする。）ごとに行うものとする。ただし、申請期間の終期は当該年度の末日とし、同日後の通用期間に対する補助金は翌年度において申請するものとする。

3 新規申請は、通用期間の開始後に行うものとする。

（補助金の交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、その結果を熊谷市新幹線定期券購入補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めたときは、当該決定に条件を付すことができる。

（実績報告）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請期間終了後2週間以内に、熊谷市新幹線定期券購入補助金実績報告書（様式第4号）に当該申請期間に係る第5条第1項第3号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、熊谷市新幹線定期券購入補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、直ちに熊谷市新幹線定期券購入補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、熊谷市新幹線定期券購入補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金交付決定後の申請期間中に市外に転出した場合
- (3) 補助金交付決定後の申請期間中に新幹線定期券の払戻しをした場合
- (4) 交付決定の際に付した条件に違反した場合
- (5) その他規則及びこの要綱の規定に違反した場合

2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、熊谷市新幹線定期券購入補助金返還命令書（様式第8号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る補助金から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までに第6条の規定による補助金の交付申請をした者に係る第6条から第11条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。